

せんだい CARES 実行委員会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、NPO、企業、行政の連携による市民活動情報の発信強化と、市民が仙台のまちを暮らしやすくするために行動する機会を提供する「せんだい CARES」を実施する実行委員会の設置及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第2条 「せんだい CARES」を実施するため、せんだい CARES 実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、事務局は、仙台市青葉区大町2-6-27 せんだい・みやぎ NPO センター内とする。

(事業)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) せんだい CARES にかかる企画・運営
- (2) せんだい CARES の広報
- (3) せんだい CARES の資金調達
- (4) その他関連事業

(組織及び任期)

第4条 委員会は、第1条の趣旨に賛同する個人・団体をもって組織する。

2 委員の任期は毎年4月から翌年3月までとする。

(役員)

第5条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 若干名
- (3) キャプテン 7名以内
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

2 役員は、委員の互選による。

3 役員の任期は、委員の任期によるものとする。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長が欠くときは、副委員長が会務を代理する。

(キャプテン会議)

第7条 本会の運営を円滑に進行するため、キャプテン会議を開催する。キャプテン会議は、委員長、副委員長、キャプテンで組織する。

2 キャプテン会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(意思決定)

第8条 実行委員会、キャプテン会議などの委員会の議事または意思決定は、実行委員の過半数により決定する。

(会議録)

第9条 委員会に係る資料、要点記録は公開とする。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは非公開とすることができる。

(部会)

第10条 委員会は、第3条各号に関する事業を実施するため事務局、部会を設置することができる。

2 事務局、部会の組織、運営その他必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

(委任)

第11条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(会計年度)

第12条 委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる

附 則

この規約は、平成17年6月14日より施行する。

この規約は、平成18年6月19日より改定・施行する。(* _____部を改定)